

NPO 法人 千葉県市民後見人支援センター

会 員 募 集

私たち NPO 法人千葉県市民後見人支援センターは、家庭裁判所から選任された市民後見人として、認知症の方や知的・精神障害の方を支援し、住み慣れた地域で安心して暮らせるようお手伝いしています。主な活動として、生活・健康状態の確認、通帳管理やお小遣い精算、福祉サービスの手続きなど、定期的な訪問を行いながら、多岐にわたる支援を行っています。

支援活動は複数担当者で行っており、未経験の方も経験者と一緒に活動をしていただけます。現在、一緒に活動する会員を募集しています。市民後見人に興味のある方、実践を学んでみたい方、事務の協力ができる方など、是非ご連絡をお待ちしています。



厚生労働省では、成年後見制度や具体的な貢献活動・取り組みについてわかりやすく紹介しています。こちらのポータルサイトもぜひご覧下さい。

<https://guardianship.mhlw.go.jp>

成年後見はやわかり 厚労省



【成年後見制度・市民後見人】
成年後見制度とは、認知症により判断能力が低下している高齢者の方たち等の日常生活や財産、権利を守る制度です。守る人を「後見人」といい、家庭裁判所から選任されます。後見人には家族・親族、弁護士・社会福祉士等の専門家の他に、一般市民が選任されることもあり、この人たちを「市民後見人」と言います。「市民後見人」は、一人でお住まいの高齢者の方、身近に親族がいない方たちをもサポートします。

特定非営利活動法人 千葉県市民後見人支援センター

所在地: 〒273-0005 千葉県船橋市本町 3 丁目 4 番 4-102 号

電話: 047-413-6274

E-mail: shiminkouken@npo-cgsc.org

ホームページ: <http://www.npo-cgsc.org/>

ホームページ
QRコード



私たち特定非営利活動法人 千葉県市民後見人支援センターは、2011 年に設立され成年後見人等を受任する法人です。東京大学の地域後見推進プロジェクトの協力のもと一般社団法人地域後見推進センターが主催する「市民後見人養成講座」の修了生である一般市民を中心に活動を展開しています。活動エリアは、千葉県北西部をはじめとする首都圏を中心としています。